

扶桑商工通信

令和4年8月号

発行 扶桑町商工会

扶桑町役場産業環境課より

地域振興券取扱事業者募集のお知らせ

扶桑町では新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格高騰に起因する物価上昇の中、町民の生活を経済的に支援し町内における消費を喚起することにより地域経済の活性化を図るため、全町民に「扶桑町産業かがやき地域振興券」を発行します。

現在、「扶桑町産業かがやき地域振興券」を取り扱って頂ける町内事業者の募集を行っています。地域振興券事業については詳しくは折り込みの「取扱店募集のご案内」をご覧ください。

参加を希望する方は「扶桑町産業かがやき地域振興券取扱事業者 登録申請書」を扶桑町役場 産業環境課まで提出してください。詳しく



扶桑町産業環境課
電話番号
0587-93-1111
内線：272、273



は、役場ホームページ(左上:QRコード)をご覧ください。か、扶桑町産業環境課までお問合せください。(93-1111)

イオン物産展 扶桑・犬山フェア

令和4年度イオン物産展扶桑・犬山フェアが7月15日(金)～18日(月)に開催され、扶桑町商工会より9企業の会員が出展されました。

【例扶桑守口食品、ジュエリーオリエント、(有)長江人形、Bell Art、ベーカリーたんぼぼ、Jolis Filis、Commune Coffee works、Boulangerie Pour Vous、Tabetehoshimo】出展期間内には犬山市の特産である桃の品評会&即売会が行われたこともあり、「イオン」扶桑店への来場者数が普段より多いです」と話すイオン担当者。出店事業者の商品もよく売れ、4日間の物産展は盛況のうちに終わることができました。

当物産展は町内最大級のショッピングモールであるイオン扶桑店において、会員企業の販路開拓を目的とした事業であり、今年で4回目の開催となりました。出店事業者も年々増加傾向にあり、会員企業の商圏を町内だけに留まらず近隣市町村まで広げる機会と位置付け来年度も継続して実施していく予定です。来年度の出店を希望される方は扶桑町商工会事務局まで。
(0587-93-5111)



イオン物産展当日写真

8月、9月の事業予定

8月16日(火) 午前9時～12時

インボイス個別相談会(完全予約制)

相談員 税理士 片山 泰宏氏

8月24日(水) 午後7時～8時30分

売上アップのための「基礎講座

講師 中小企業診断士 松田 能治氏

8月25日(水) 午後7時～9時

愛知県SDGs登録セミナー

講師 (一社)SDGs design 曾根 香奈子氏

8月29日(月) 午後1時～4時

補助金個別相談会(完全予約制)

相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏

持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書

3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受

けたい事業の内容が分かるもの

(裏面に続く)



7月開催の消費税・インボイスセミナーの写真
事業規模の大きさにかかわらず、影響のある
インボイス制度。※感染症の影響を配慮し、
定員を限定しております。

相談員 税理士 川村 貴浩氏
消費税・インボイス制度セミナー

【免税事業者からも応募多数】

9月28日(水) 午後4時〜5時45分

講師 (一社) SDGs design 曾根 香奈子氏

愛知県 SDGs 登録セミナー

9月8日(木) 午後7時〜9時

補助金個別相談会(完全予約制)

相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏

持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書

3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受

けたい事業の内容が分かるもの

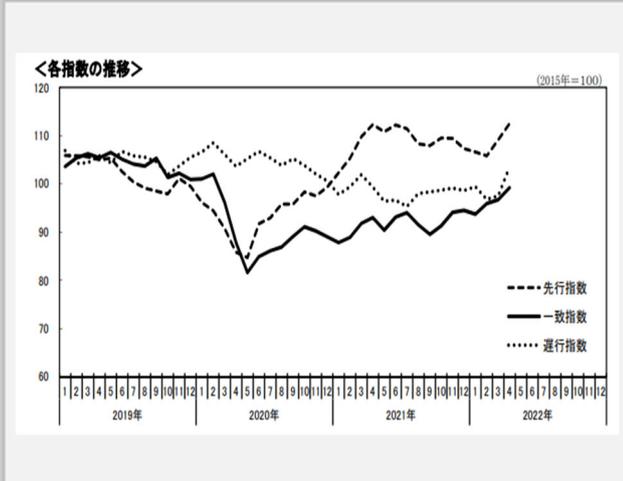
9月7日(水) 午後1時〜4時

開催日は 9/6、9/13、9/20、9/27となります。

講師 中小企業診断士 高木 富美子氏

輝く女性のための実践女性創業塾

9月 毎週火曜日 午前9時30分〜午後3時30分



地域経済動向報告

景気動向指数、RESAS、あいちの景気動向指数、より参照。令和4年4月期景気動向指数が6月末に掲載された。4月CI(2015年=100)は先行・一致・遅行指数すべてが前月を上回っており、特に一致指数に関しては3ヵ月連続の上昇となっていることから同指数が改善を示している。
詳しくは扶桑町商工会 HP。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

小規模共済 検索

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構